

特許業務法人
清水・醍醐特許商標事務所

内外知的財産権ニュース

2016年2月

1. EU 商標規則改正

欧州議会が商標制度改革パッケージ法案を承認した結果、改正欧州共同体商標規則が2016年3月23日付で発効することとなりました。主たる改正点は以下の通りです。

①新名称

OHIM という現在の名称は EUIPO (European Union Intellectual Property Office) と変更され、CTM (Community Trade Mark) は EUTM (European Union Trade Mark) となります。

②新料金

現在の出願料金は3区分までをカバーするオフィシャルフィーの体系ですが、新料金では区分毎に異なる料金となります。新旧料金を比較すると以下の通りです。

出願料 (E-Filing)

区分数	CTM (現行料金)	EUTM (新料金)
1	900 EUR	850 EUR
2		900 EUR
3		1050 EUR
4区分以上	1区分追加毎+ 150 EUR	1区分追加毎+ 150 EUR

更新料金についても同様の変更がされます。新旧料金を比較すると以下の通りです。

更新料 (E-Filing)

区分数	CTM (現行料金)	EUTM (新料金)
1	1350 EUR	850 EUR
2		900 EUR
3		1050 EUR
4区分以上	1区分追加毎+ 400 EUR	1区分追加毎+ 150 EUR

なお新更新料金は更新日が2016年3月23日以降に更新日があるものについて適用されます。また上記料金の適用を受けるために3月23日まで待つ必要はなく、3月23日以前に更新を行っても更新日が2016年3月23日以降であれば新料金が適用されます。

③更新日

現在更新料は権利満了月の最終日までに支払われる必要がありますが、今後は保護が終了する日までに支払われなければなりません。

④2012年6月22日以前に出願された指定商品／役務の記載

IP Translator 判決（2012年6月22日）以前は、クラス・ヘディングを指定している登録商標はそのクラスのすべての商品をカバーすると解釈されていました。しかし同判決では実際に指定された文言上の商品／役務のみをカバーするとされました。今回の改正欧州共同体商標規則ではその発行日から6ヵ月以内（2016年9月24日まで）に、1996年から2012年6月22日までにクラス・ヘディングを指定して出願され、登録となった商標について商品・役務を明確にする宣誓書の提出が認められ、もし宣誓書の提出がない場合には現在の登録の文言に従って解釈されることとなります。

⑤異議申立

欧州連合を指定するマドリッドプロトコルによる商標の国際登録出願の異議申立期間は、現状公告日から6か月後に始まりますが、改正規則では公告日から1か月後に開始されることとなります。これにより欧州を指定するマドリッドプロトコルの登録までの期間が短縮されます。

⑦その他

- ・証明商標が導入されます。
- ・現在優先権主張は出願後2ヶ月後まで可能ですが、今後は出願と同時にする必要があります。

2. 米国商標判決

2015年12月22日で出された連邦控訴裁判所大法廷の判決において、「商標が人、団体、信仰若しくは国民的な象徴を軽蔑する（disparage）商標は登録されない」とする米国商標法2条(a)は合衆国憲法修正第一条の表現の自由に反するものとして無効であるとししました（In re Tam, Case No. 2014-1203）。

この判決に対して被控訴人である米国特許商標庁は最高裁判所に上告をする模様であり、最高裁判所が本件を取り上げるのか、取り上げた場合にどのような判断をするのかが注目されます。なお本判決は中傷的、不道徳的な事項（scandalous/immoral matter）についての判断はしていませんが、これらは軽蔑する（disparage）事項と同様に扱われてもおかしくないため、今後これらの取り扱いがどうなるのかも注目されます。

また軽蔑する（disparage）事項であることが問題となった例としては、それを理由として商標登録が取消となったナショナル・フットボール・リーグのワシントン・レッドスキンの商標 REDSKINS が有名であり、この事件への影響も注目されます。これは長年の争いを経て「REDSKINS 商標は軽蔑する（disparage）事項で無効」と米国特許商標庁が判断した事件で、現在第4巡回区連邦控訴裁判所に控訴されて争われているものです。

* 事件概要

商標：THE SLANTS

指定役務：41 類 (Entertainment in the nature of live performances by a musical band.)

審査及び審判において、当該商標はアジア系の子孫を軽蔑する言葉であり、商標法 2 条(a)の軽蔑する (disparage) 事項該当し、登録できないとされました。その後連邦控訴裁判所のパネルの判断もこれを支持しました。控訴人 (出願人) の商標法 2 条(a)の合衆国憲法修正第一条の表現の自由に反するとの主張に対しては、使用そのものが妨げられるわけではなく、表現の自由の問題は生じないとしていました。これについて連邦控訴裁判所がさらに大法廷で取り上げた結果上記判断となったものです。

上記の内容についてご質問等ありましたらお気軽にお尋ねください。